

### 3 長寿社会局

#### (1) 高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課 事業体系

※ 「(新)」は新規事業、「(単)」は単独事業を表す

※ 【高齢】は高齢者支援課事業、

【認知】は認知症対策・地域ケア推進課事業を表す

頁

高齢者保健福祉施策 の企画・運営	高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画評価・推進事業(単) 【高齢】	63
	(新)第6期介護保険事業計画策定支援事業(単) 【認知】	63
要介護高齢者に対する 取り組み	介護保険による対策	
	介護基盤緊急整備等事業	【高齢】 63
	施設開設準備経費助成特別対策事業	【高齢】 64
	老人福祉施設整備等事業(単)	【高齢】 64
	指定サービス事業者管理事業(単)	【高齢】 64
	介護保険苦情処理体制整備事業(単)	【高齢】 65
	介護サービス情報の公表制度支援事業	【高齢】 65
	訪問介護員資質向上推進事業(単)	【高齢】 65
	現任介護職員等研修支援事業	【高齢】 66
	「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業	【高齢】 66
	介護給付費県負担金交付事業(単)	【認知】 67
	地域支援事業交付金交付事業(単)	【認知】 67
	要介護認定支援事業	【認知】 68
	(新)介護給付適正化推進事業	【認知】 69
	(新)介護相談員普及促進事業(単)	【認知】 69
	介護保険審査会設置運営事業(単)	【認知】 69
	介護保険低所得者対策特別事業	【認知】 70
	介護保険財政安定化基金事業	【認知】 70
	ケアマネジメント活動推進事業	【認知】 71
	介護保険以外の事業 による対策	
	介護人材確保対策推進事業(単)	【高齢】 71
	介護実習・普及センター運営事業(単)	【高齢】 71
	軽費老人ホーム事務費補助事業(単)	【高齢】 72
	(再掲)老人福祉施設整備等事業(単)	【高齢】 64
	社会福祉法人地域貢献推進事業(単)	【高齢】 72
	高齢者住宅改造助成事業(単)	【認知】 72
	認知症介護研修等事業	【認知】 73
	認知症ケア・アドバイザー派遣事業	【認知】 73
高齢者権利擁護等推進事業	【認知】 73	
成年後見制度利用促進事業(単)	【認知】 74	
要介護状態となるおれ そが強い高齢者等に 対する取り組み	予防対策	
	介護予防推進重点対策事業	【認知】 74
	(再掲)地域支援事業交付金交付事業(単)	【認知】 67

元気な高齢者に対する取り組み

生きがい対策

— 明るい長寿社会づくり推進事業(単)	【高齢】	75
— 高齢者能力活用推進事業(高齢者総合相談・無料職業紹介所運営事業)(単)	【高齢】	75
— 高齢者の地域・社会貢献活動推進事業(単)	【高齢】	75
— 熊本県老人クラブ連合会助成事業(単)	【高齢】	76
— 老人クラブ等活動推進事業	【高齢】	76
— 県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業	【高齢】	76
— 市町村老人クラブ連合会に対する助成事業	【高齢】	76
— 市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり推進事業	【高齢】	77
— 単位老人クラブ活動推進事業	【高齢】	77
— シルバーヘルパー活動推進事業	【高齢】	77

高齢者を地域全体で支える体制づくり(保健・医療・福祉サービスの総合的調整・提供等)

— 老人週間行事(単)	【高齢】	78
— 認知症診療・相談体制強化事業	【認知】	78
— 認知症サポーター活動活性化事業(単)	【認知】	79
— (再掲)認知症介護研修等事業	【認知】	73
— (再掲)高齢者権利擁護等推進事業	【認知】	74
— (再掲)成年後見制度利用促進事業(単)	【認知】	74
— 地域包括ケア推進体制づくり事業(単)	【認知】	79
— 市町村地域包括ケア機能強化事業(単)	【認知】	79
— 訪問看護推進等在宅療養支援体制づくり事業(単)	【認知】	79
— 在宅療養支援体制づくり活動支援事業(単)	【認知】	80
— 医療ソーシャルワーカー在宅復帰支援スキルアップ研修事業(単)	【認知】	80
— 訪問看護ステーションサポートセンター運営事業(単)	【認知】	80
— 訪問看護推進人材育成事業(単)	【認知】	81
— (新)訪問看護ステーション等立上げ支援事業(単)	【認知】	81
— 中山間地域等在宅サービス提供体制モデルづくり事業(単)	【認知】	82
— (新)高齢者生活支援サービス創出支援事業(単)	【認知】	82
— 地域密着型サービス普及促進事業(単)	【認知】	82

## 高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画評価・推進事業①

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	3,297千円	(根拠法令等) 老人福祉法第20条の9、同条の10、同条の11 介護保険法第118条、第119条	
平成24年度予算額	4,212千円		

### <目的>

県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画（長寿・安心・くまもとプラン）の進捗状況や、その後の情勢変化等により生じた問題点等を評価・分析し、県民に公表するとともに、市町村に対しても適切な施策の進め方等を適宜助言していくことで介護保険事業を含む高齢者福祉施策の計画的推進を図ることを目的とする。

### <事業内容>

- 1 熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の開催
- 2 市町村介護保険事業計画・老人福祉計画の進捗状況の把握
- 3 介護保険事業を含む高齢者福祉施策の円滑な運営のための市町村への助言
- 4 長寿・安心・くまもとプランに掲げる施策の進捗状況の評価・分析

## ② 第6期介護保険事業計画策定支援事業①

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	2,871千円	(根拠法令等) 介護保険法 第117条、第119条	
平成24年度予算額	-千円		

### <目的>

市町村における第6期（H27年度からH29年度）介護保険事業計画の策定に向けた支援を行う。

介護保険事業計画は、市町村が行う介護保険事業の円滑な実施のため、介護保険事業の基本方針と具体的な事業計画、サービス見込み、地域密着型サービスの整備目標、介護保険料等を定めるものである。このため、市町村の計画策定について県として全面的な支援を行い、「介護が必要になっても安心して暮らせる」体制づくりを目的とする。

### <事業内容>

- 1 第6期介護保険事業計画策定支援研修会の開催  
平成25年6月～平成26年3月に、計10回程度開催
- 2 日常生活圏域ニーズ調査実施にあたっての支援と、特に支援が必要な市町村に対する個別ヒアリングの実施
- 3 介護保険制度の改正情報等の収集

## 介護基盤緊急整備等事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	基金10/10（介護基盤緊急整備等臨時特例基金）
平成25年度予算額	1,482,461千円	(根拠法令等) 老人福祉法第20条の11、介護保険法第120条 介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領	
平成24年度予算額	2,612,143千円		

### <目的>

地域密着型介護老人福祉施設等の施設整備等を行う市町村や、介護施設等にスプリンクラーの設置を行う社会福祉法人等に対して、その施設整備費を助成する。

### <対象施設>

- 1 介護基盤整備  
小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、夜間対応型訪問介護ステーション、介護予防拠点、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、複合型サービス事業所、地域包括支援センター

2 スプリンクラー設置

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人短期入所施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、老人保健施設、有料老人ホーム

3 防災改修

小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所など

施設開設準備経費助成特別対策事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	基金10/10(介護職員処遇改善臨時特例基金)
平成25年度予算額	465,649千円	(根拠法令等) 老人福祉法第20条の11 介護職員処遇改善臨時特例基金管理運営要領	
平成24年度予算額	418,381千円		

<目的>

施設の開設時から安定した質の高いサービスを提供するため、老人福祉施設等の整備を行う市町村及び社会福祉法人に対して、施設の開設準備に要する経費(人件費、研修費、備品費等)を助成する。

<対象施設>

特別養護老人ホーム、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

老人福祉施設整備等事業(単)

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	一千円	(根拠法令等) 老人福祉法第20条の11	
平成24年度予算額	一千円		

<事業内容>

老人福祉施設等の整備(新設・定員増・改築等)を行う市町村及び社会福祉法人等に対して、その施設整備費を助成する。(一部事務組合を含み、政令市を除く)

<対象施設(整備区分)>

特別養護老人ホーム(新設、増築・改築)、介護老人保健施設(新設)、養護老人ホーム(改築)など

指定サービス事業者管理事業(単)

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	6,145千円	(根拠法令等) 介護保険法第41条第1項、第46条第1項、第48条第1項等	
平成24年度予算額	8,217千円		

<目的>

介護保険法第41条第1項等に基づき、知事は介護サービスを提供する居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等を行うが、当該事業者等に係る情報の管理を行うとともに、介護サービスの利用者等に対し、サービスが適切に提供されるよう、指定等を行った事業者等の指導を行う。

<対象>

指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設

<事業内容>

指定を行った介護サービスを提供する事業者等のサービス提供体制等情報の管理を適切に行う。

また、介護給付費等対象サービスの質の確保及び介護給付費請求の適正化を図るため、事業者等に対し、指導及び監査を行う。

## 介護保険苦情処理体制整備事業<sup>(単)</sup>

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	熊本県国民健康保険団体連合会	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	3,826千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	3,826千円	介護保険法第176条第1項第3号	

### <目的>

国民健康保険団体連合会(国保連)が行う介護サービスについての苦情処理が、保険者(市町村)及び県との連携のもと、円滑に推進されるよう、その体制整備及び運営に対して助成する。

### <対象>

熊本県国民健康保険団体連合会

### <事業内容>

国保連では、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設での介護サービスについて、利用者からの苦情を受け付けて調査を行い、改善が必要な場合は事業者に対して指導・助言を行い、その処理結果を申立人に通知する。

なお、事業者に指定基準違反の疑いがある場合には、その旨を県に連絡する。

## 介護サービス情報の公表制度支援事業

(事業開始年度：平成14年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成25年度予算額	4,579千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	3,081千円	介護保険法第115条の35	

### <目的>

利用者が介護サービス事業者を選択するにあたっての判断に資するため、介護サービス情報を円滑かつ容易に取得できる環境を整備する。

介護サービス情報は、介護サービス情報公表システム(<http://www.kaigokensaku.jp/>)で公表する。

### <事業内容>

「介護サービス情報の公表」制度の運営管理及び普及・啓発

## 訪問介護員資質向上推進事業<sup>(単)</sup>

(事業開始年度：平成14年度)

実施主体	県(1の委託先：未定)	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	1,473千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	1,551千円	介護保険法施行令第3条、介護員養成研修の取扱細則について(H18.6.20老振発0620001厚生労働省老健局振興課長通知)	

### 1 テーマ別技術向上研修

#### <目的>

訪問介護事業に携わる現任者の資質を向上させることで、訪問介護サービスの質の向上を図る。

#### <対象>

訪問介護員現任者

#### <事業内容>

訪問介護の現場の日々の業務において直面する個別の問題に対応したテーマ別研修

### 2 訪問介護員養成研修指定事業者指導事業

#### <目的>

訪問介護員養成研修の適正な実施について指導を行い、質の高い訪問介護員の養成を図る。

#### <対象>

訪問介護員養成研修指定事業者

#### <事業内容>

訪問介護員養成研修指定事業者が届出どおりの研修を行っているか確認指導を行う。

## 現任介護職員等研修支援事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	基金10/10 (緊急雇用創出基金)
平成25年度予算額	164,159千円	(根拠法令等)	緊急雇用創出基金事業実施要領
平成24年度予算額	195,051千円		現任介護職員等研修支援事業実施要項

### <目的>

介護保険サービス事業その他の福祉サービスに従事する職員の資質向上等を図るとともに、地域におけるさらなる雇用創出を図る観点から、介護職員等を研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する。

### <対象>

介護職員等介護の業務に従事する職員を配置することとされている熊本県に所在する次の介護施設・事業所を有する法人等

- ・ 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者
- ・ 指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者
- ・ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム

### <事業内容>

上記対象の法人等から事業実施の応募を受け付け、採択された法人等に対し、次の業務内容を委託し事業を実施する。

- ・ 介護サービスの質の向上に資する適切な研修計画の策定及び着実な現任介護職員等の研修受講、講師派遣等の実施
- ・ 現任介護職員等の代替職員として離職者等の雇用
- ・ 当該雇用職員に対するOJT等の実施

## 「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県(委託先：社会福祉法人熊本厚生会他14事業者)	負担割合	基金10/10 (緊急雇用創出基金)
平成25年度予算額	107,272千円	(根拠法令等)	緊急雇用創出基金事業実施要領
平成24年度予算額	149,906千円		「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム実施要項

### <目的>

本事業は、平成21年10月23日の国の緊急雇用対策本部においてとりまとめられた緊急雇用創出事業の一つで、厳しい雇用状況の中なかでも求人ニーズの高い介護分野において、人材の育成・確保につなげるために、介護施設で「働きながら資格をとる」ことを可能とすることで、離職失業者等の正規雇用の推進を図る。

### <対象>

熊本県内に事業所を有する介護等の事業を行う(介護職員等介護の業務に従事する職員を配置することとされている)介護保険事業者。対象サービスは、以下のとおり。

#### [介護保険施設]

- ・ 介護老人福祉施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護療養型医療施設

#### [指定居宅サービス等]

- ・ (介護予防)訪問介護
- ・ (介護予防)訪問入浴介護
- ・ (介護予防)通所介護
- ・ (介護予防)通所リハビリテーション
- ・ (介護予防)短期入所生活介護
- ・ (介護予防)短期入所療養介護
- ・ (介護予防)特定施設入居者生活介護
- ・ 夜間対応型訪問介護
- ・ (介護予防)認知症対応型通所介護

- ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

[老人福祉施設]

- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 養護老人ホーム (一般・盲)
- ・ 軽費老人ホーム (A型・B型・ケアハウス)

[その他の社会福祉施設等]

- ・ 有料老人ホーム
- ・ 適合高齢者専用賃貸住宅

<事業内容>

介護事業者等が、「介護職員初任者研修課程」の資格取得を目指す離職失業者等を1年以内の有期雇用契約労働者として雇い入れ、介護施設で働かせるとともに、介護資格取得のための養成講座を受講させるもの(養成機関における受講料及び雇い入れ期間中の対象者の賃金(講座受講中の時間も賃金支払対象時間)を事業経費とする)。平成25年度は、平成23年3月11日以降の離職者や被災求職者を対象とする「震災等緊急雇用対応事業」として、平成24年度から平成25年度にかけて実施するもの(平成25年度の新規募集はなし)。

事業の実施においては、受託希望のあった介護施設・事業所等から、県が適当と認めるものと委託契約を行い、対象者の雇い入れ期間中の給与、養成機関の受講料を含めた委託料を支払う。

介護給付費県負担金交付事業<sup>(単)</sup>

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	22,351,520千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	21,583,328千円	介護保険法第123条第1項及び第2項	

<事業内容>

介護保険の給付に要する費用のうち県が負担する分(施設サービス分は17.5%、他は12.5%)について、市町村に対して助成する。

地域支援事業交付金交付事業<sup>(単)</sup>

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	571,415千円	(根拠法令等)	
平成24年度予算額	511,198千円	介護保険法第115条の45、第123条第3項及び第4項	

<目的>

介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

<対象>

市町村

<事業内容>

市町村が実施する「地域支援事業」に対して、介護保険法で定められた率を乗じて交付金を交付する。

地域支援事業の事業構成は以下のとおり。

○介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村における事業構成及び事業内容

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 要支援・二次予防事業

(ア) 予防サービス事業

(イ) 生活支援サービス事業

(ウ) ケアマネジメント事業

(エ) 二次予防事業対象者の把握事業

(オ) 要支援・二次予防事業評価事業

- (2) 一次予防事業
  - (ア) 介護予防普及啓発事業
  - (イ) 地域介護予防活動支援事業
  - (ウ) 一次予防事業評価事業
- 2 包括的支援事業
  - (1) 介護予防ケアマネジメント業務
  - (2) 総合相談支援業務
  - (3) 権利擁護業務
  - (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 3 任意事業

○介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村における事業構成及び事業内容

- 1 介護予防事業
  - (1) 二次予防事業
    - ①二次予防事業の対象者把握事業 ②通所型介護予防事業 ③訪問型介護予防事業 ④二次予防事業評価事業
  - (2) 一次予防事業
    - ①介護予防普及啓発事業 ②地域介護予防活動支援事業 ③一次予防事業評価事業
- 2 包括的支援事業
  - (1) 介護予防ケアマネジメント業務
  - (2) 総合相談支援業務
  - (3) 権利擁護業務
  - (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 3 任意事業

## 要介護認定支援事業

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成25年度予算額	6,387千円	(根拠法令等) 介護保険法第27条第2項、認定調査員等研修事業の実施について (H20.6.4老発第0604001号 厚生労働省老健局長通知)	
平成24年度予算額	6,132千円		

<目的>

全国一律の基準に基づく公平公正な要介護認定の事務運営が行われるよう認定調査員等の資質向上のための研修を実施し、もって円滑な介護保険制度の運営に資するものとする。

<対象>

認定調査員、介護認定審査会委員、主治医等

<事業内容>

- 1 認定調査員研修事業
 

認定調査員に対し、認定調査の手法、調査の留意点等の研修を実施することにより、認定調査事務の円滑化・適正化を図る。
- 2 介護認定審査会委員研修事業
 

介護認定審査会委員に対し、要介護認定のしくみ、認定調査の内容等について研修を実施することにより、認定審査事務の円滑化・適正化を図る。
- 3 主治医研修事業
 

主治医に対し、要介護認定のしくみ、主治医意見書の記載方法等について研修を実施することにより、要介護認定に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載方法等の適正化を図る。



⑧ 介護給付適正化推進事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
平成25年度予算額	4,154千円	(根拠法令等) 介護給付適正・適切化推進事業実施要綱 第2期熊本県介護給付適正化プログラム	
平成24年度予算額	一千円		

<目的>

県第2期介護給付適正化プログラムに基づき、保険者（市町村）における介護給付適正化の取組を支援し、介護サービスの適切化及び介護給付費や介護保険料の抑制を目指す。

<事業内容>

- 1 保険者に対する研修会の開催
- 2 圏域別の介護給付適正化検討会の開催
- 3 取組が低迷する保険者への実地支援の実施
- 4 国保連合会と連携した市町村支援の実施（不適切な介護報酬請求等のチェック）

⑨ 介護相談員普及促進事業①

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県	負担割合	基金10/10 (地域福祉基金)
平成25年度予算額	1,530千円	(根拠法令等) 「介護相談員派遣等事業」の実施について（H18.5.24厚生労働省老健局計画課長通知） 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成24年度予算額	一千円		

<目的>

市町村における「介護相談員派遣等事業」の取組を支援し、多様化する介護保険サービスの質の向上や事業所等における高齢者の身体拘束・虐待の抑制を図る。

<事業内容>

- 1 介護相談員養成研修の実施  
県において「介護相談員」を養成し、市町村が事業実施するにあたっての必要な人材養成を図る。

介護保険審査会設置運営事業①

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成25年度予算額	2,225千円	(根拠法令等) 介護保険法第183条、第184条、第188条 介護保険法施行令第46条等	
平成24年度予算額	2,320千円		

<目的>

介護保険制度では、被保険者は市町村（保険者）に保険料を納付する義務が生じ、介護を必要とする高齢者等は、市町村等が行う要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）を受けなければ保険給付サービスを受けることができない。

これらの、市町村（保険者）等が行う保険料の賦課徴収や要介護認定等に関する処分等に不服がある場合、県に設置した介護保険審査会に審査請求を行うことができる。（介護保険法第183条）

<対象>

保険料の賦課徴収・要介護認定等に関する処分等に不服がある者

<事業内容>

介護保険審査会において、市町村（保険者）等が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う。

## 介護保険低所得者対策特別事業

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
平成25年度予算額	15,261千円	(根拠法令等) 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について (H12.5.1老発第474号 厚生省老人保健福祉局長通知)	
平成24年度予算額	16,068千円		

### <目的>

介護保険制度導入に伴い、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減を目的として、市町村が行う低所得者の利用者負担の軽減への取組みに対して支援を行う。

### <対象及び事業内容>

- 1 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担の減免  
低所得者世帯であって、障がい者施策によるホームヘルプサービスの利用者で一定の要件を満たす者については、利用者負担を全額免除する。
- 2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担の軽減  
介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者の利用者負担を軽減する場合に、当該社会福祉法人等に対し助成する。
- 3 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担の軽減  
中山間地域等の地域が存在する市町村において、訪問介護等のサービスを提供する小規模事業所を運営する社会福祉法人等が市町村民税本人非課税の者（生活保護受給者を除く）の利用者負担を軽減する場合に、当該社会福祉法人等に対し助成する。

## 介護保険財政安定化基金事業

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3
平成25年度予算額	50,669千円	(根拠法令等) 介護保険法第147条	
平成24年度予算額	52,673千円		

### <目的>

市町村の介護保険財政の安定化を図るため通常の努力を行っても生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、財政安定化基金を設け、貸付、交付を行う。

### <対象>

市町村

### <事業内容>

- 1 貸付事業
  - (1) 貸付の要件
    - ・貸付は年度を単位とした保険料収納率低下又は給付費増加による赤字が見込まれること
    - ・3年間の事業運営期間（以下「期間」という。）の1、2年目はその年度において、財政不足が見込まれること
    - ・期間の3年目は期間を通じた財政不足が見込まれること
  - (2) 貸付額の算定
    - ・期間の1、2年目については、財政不足見込み額の1.1倍の範囲内で貸付可能
    - ・期間の3年目については、基金事業対象費用額から基金事業対象収入額と基金交付額を控除した額の1.1倍の範囲内で貸付可能
  - (3) 貸付金の返還
    - ・次期期間中に毎年総額の1/3ずつを償還する。
- 2 交付事業
  - (1) 交付の要件
    - ・期間3年間を通じて保険料不足（保険料収納額の実績額が予定額を下回る）と財政不足（基金対象事業について収入額が費用額を下回る）が見込まれること
  - (2) 交付額の算定
    - ・交付額は、原則として保険料不足額の1/2、財政不足額が保険料不足額より少ない場合は、財政不足額の1/2を交付する。